



湯前町民限定

省エネ家電買換 キャンペーン

最大
5万円
補助
※1世帯1回限り

町HPはこちら



10月締切

家庭の経済的負担を軽減し、地球温暖化対策のために、エネルギー消費性能が高い家電製品（エアコン、冷蔵庫、LED照明器具）の購入費用を一部補助します。



対象家電
多段階評価点**3**以上の
・エアコン
・冷蔵庫
・LED照明器具

※省エネ基準は、日本産業規格C9901に基づく省エネルギー性能評価の基準です。省エネ基準達成率は、製品のカタログや、「省エネ型製品情報サイト」などから確認できます。

対象家電

- ・自ら居住する住宅（店舗等兼用住宅の場合、主に事業で使用する部分を除く）で現在使用しているエアコン、冷蔵庫、照明器具を新品のものに買い換えるもの。
- ・人吉球磨地域の販売店または個人事業主から購入するもの。（インターネットや通販等で購入するものは対象外）

対象となる世帯

- ・湯前町民であること。（申請者は**世帯主**に限る）
- ・世帯全員町税等を滞納していないこと。

申請期限

令和**8**年**10**月**30**日（金）まで
※ただし、予算がなくなり次第終了
町HPで予算残額が確認できます

補助金額

- ・買換え家電対象経費（購入費・設置工事費・消費税含む）のうち1/3 上限5万円
- ※運搬料、現在使用している家電製品の撤去やリサイクル処理に要する費用等は対象外です。
- ※購入の際に販売店のポイント等を使用した場合、対象となるのはポイント等による値引き後の金額です。

購入前に必ず申請が必要です

詳しくは裏面へ➡

手続きの流れ

①申請書等の入手

申請書等は、令和8年5月1日(金)から保健センターの窓口または町ホームページで取得できます。

②申請書の提出

申請書に次の関係書類を添付して、保健センターに提出してください。

- ☐見積書（人吉球磨地域の販売店または個人事業主が発行した、補助対象製品の本体価格、値引額内訳が分かるもの）と製品カタログ等（補助対象製品の製品名、型式番号及び多段階評価点が分かるもの）
- ☐買い換える前の設置済み家電の型番及び製造年が記載されている表示ラベル等の写真（製造年は令和2年以前のものであること）
- ☐未納がない証明書（世帯全員分）

③交付決定通知書の受領

申請書等の内容について、補助金の条件を満たしていることが確認できた時は、交付決定通知書を町から発送します。また、補助金の条件を満たしていないと認められる時は、不交付決定通知書を発送します。

④対象家電の購入と設置

③の交付決定通知書がお手元に届きましたら、対象の家電を購入し、自宅に設置してください。また、購入前まで使っていた家電（エアコン・冷蔵庫）を家電リサイクル法に基づき処分してください。

⑤実績報告書の提出

対象家電の設置等が終わった後30日以内に、実績報告書に次の関係書類を添付して保健福祉課へ提出してください。

- ☐領収書(家電の購入日、購入店舗等の名称、製品名又は型式番号、購入費用及びその内訳が分かるもの)の写し
 - ☐保証書(家電のメーカーが発行したもの)の写し ※購入日と購入者の氏名を記入
 - ☐購入した家電の設置状況がわかる写真
 - ☐（エアコン・冷蔵庫のみ）家電リサイクル券(以前使っていた家電を処分したときのもの)の写し
- ※LED照明器具は不要

⑥交付確定通知及び請求書の送付・請求書の提出・補助金の交付

⑤の実績報告書等を確認後、町から交付確定通知及び請求書を送付します。保健福祉課へ請求書を提出いただいた後、補助金を交付します。

- ☐請求書（町様式）
- ☐通帳等の写し(振込先が確認できるもの)

〈 注意事項 〉

- ・補助金の申請者、実績報告者、請求者及び補助金振込口座の名義人は全て世帯主となるようお願いします。違う場合は、補助金の交付ができません。
- ・対象家電の購入と現在使っている家電の処分は、**交付決定通知書の期日後**に行ってください。期日前の購入は対象となりません。
- ・**実績報告書の提出は対象家電設置後の30日以内**にしていadak必要がありますので、期限にご注意ください。（家電設置の期間について難しい場合は保健福祉課へご相談ください。）
- ・交付決定後に購入製品や金額等が変わった場合は、保健福祉課へご相談ください。
- ・購入金額が増額し、補助額が増加するような場合でも、交付決定後は補助額の増額はできません。

〈 申請先およびお問い合わせ先 〉

湯前町保健福祉課環境衛生係（保健センター内）電話：0966-43-4112